

宮 城 県 公 報

令和 8 年 7 月 14 日（火）
号外第 33 号

目 次

規則

- 宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）
- 特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（デジタルみやぎ推進課）
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（子育て社会推進課）

次の規則をここに公布する。

令和8年7月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 宮城県規則第 60 号 宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 61 号 特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 62 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 63 号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則（昭和29年宮城県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～8 〔略〕 9 減免条例第4条第1項に規定する知事が別に指定する災害は、東日本大震災（減免条例附則第6項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）とし、東日本大震災についての減免条例第4条第1項に規定する知事が定める期間は、東日本大震災により家屋が滅失又は損壊した日から<u>令和9年3月31日</u>までとする。 10～14 〔略〕	附 則 1～8 〔略〕 9 減免条例第4条第1項に規定する知事が別に指定する災害は、東日本大震災（減免条例附則第6項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）とし、東日本大震災についての減免条例第4条第1項に規定する知事が定める期間は、東日本大震災により家屋が滅失又は損壊した日から<u>令和8年3月31日</u>までとする。 10～14 〔略〕

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮城県県税条例施行規則（以下「新規則」という。）附則第9項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 県税減免条例（昭和35年宮城県条例第14号）第4条第1項及び新規則附則第9項の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者に係る同条例第9条第1項の規定による申請書の提出期限が、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後60日以内に到来する場合においては、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して60日を経過した日とする。

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成24年宮城県規則第18号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																								
別記様式（第2条関係） <table><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td colspan="4">免除申請書</td></tr><tr><td>[略]</td><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">新設又は増設した施設等</td><td>[略]</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">課税特例の区分</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>旧東日本大震災復興特別区域法</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"><u>旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定の適用の有無</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></table> （記載要領） 「課税特例の区分」欄については、<u>旧東日本大震災復興特別区域法</u>第37条及び第39条のうち、その指定を受けたものに「○」を記入すること（複数回答可）。 （その1）～（その3） [略]	[略]				免除申請書				[略]	[略]			新設又は増設した施設等	[略]	[略]		課税特例の区分	[略]	[略]	<u>旧東日本大震災復興特別区域法</u>	[略]	[略]	[略]			<u>旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定の適用の有無</u>		[略]	[略]	[略]			[略]				別記様式（第2条関係） <table><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td colspan="4">免除申請書</td></tr><tr><td>[略]</td><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">新設又は増設した施設等</td><td>[略]</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">課税特例の区分</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>東日本大震災復興特別区域法</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"><u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定の適用の有無</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></table> （記載要領） 「課税特例の区分」欄については、<u>東日本大震災復興特別区域法</u>第37条及び第39条のうち、その指定を受けたものに「○」を記入すること（複数回答可）。 （その1）～（その3） [略]	[略]				免除申請書				[略]	[略]			新設又は増設した施設等	[略]	[略]		課税特例の区分	[略]	[略]	<u>東日本大震災復興特別区域法</u>	[略]	[略]	[略]			<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定の適用の有無</u>		[略]	[略]	[略]			[略]			
[略]																																																																									
免除申請書																																																																									
[略]	[略]																																																																								
新設又は増設した施設等	[略]	[略]																																																																							
	課税特例の区分	[略]	[略]																																																																						
		<u>旧東日本大震災復興特別区域法</u>	[略]																																																																						
	[略]	[略]																																																																							
	<u>旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定の適用の有無</u>		[略]																																																																						
[略]	[略]																																																																								
[略]																																																																									
[略]																																																																									
免除申請書																																																																									
[略]	[略]																																																																								
新設又は増設した施設等	[略]	[略]																																																																							
	課税特例の区分	[略]	[略]																																																																						
		<u>東日本大震災復興特別区域法</u>	[略]																																																																						
	[略]	[略]																																																																							
	<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定の適用の有無</u>		[略]																																																																						
[略]	[略]																																																																								
[略]																																																																									

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成27年宮城県規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例別表第1に定める事務） <u>第3条</u> 条例別表第1の規則で定める事務は、次のとおりとする。 （1）～（4）　〔略〕	（条例別表第1に定める事務） <u>第3条</u> 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、<u>先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則（平成12年宮城県規則第95号）第11条第1項ただし書の規定による先天性血液凝固因子障害等の医療に要する費用の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。</u> <u>2</u> 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 （1）～（4）　〔略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宮城県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(従業者) 第33条 [略] <u>2 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第50条第10項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項、附則第12項及び附則第13項において「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第4項、附則第10項又は附則第11項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 附 則 1～3 [略] (経過措置) 4 第33条第1項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項、	(従業者) 第33条 [略] 附 則 1～3 [略] (経過措置) 4 第33条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項におい

附則第12項及び附則第13項において「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士(同条第2項、附則第10項又は附則第11項の規定により保育士とみなされる者及び同条第2項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5～8 [略]

(保育所の職員配置に係る特例)

9 第33条第1項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、同項ただし書の規定は適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により算定される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

10 第33条第1項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園の教員の免許状(教育職員免許法第4条第1項に規定する免許状をいう。附則第12項において同じ。)を有する者、小学校教諭の普通免許状(同条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第12項において同じ。)を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

11 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超える場合における第33条第1項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、知事が保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

て「看護師等」という。)を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5～8 [略]

(保育所の職員配置に係る特例)

9 第33条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、同条ただし書の規定は適用しないことができる。この場合において、同条本文の規定により算定される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

10 第33条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園の教員の免許状(教育職員免許法第4条第1項に規定する免許状をいう。以下同じ。)を有する者、小学校教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

11 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超える場合における第33条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、知事が保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

12 <u>第33条第2項の規定により保育士とみなされる特定理学療法士等、附則第4項の規定により保育士とみなされる看護師等、附則第10項の規定により保育士とみなされる幼稚園の教員の免許状を有する者、小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者並びに前項の規定により保育士とみなされる知事が保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同条第1項の規定により置かなければならない保育士の数の3分の1を超えてはならない。</u> 13 <u>第33条第2項及び附則第4項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第2項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	12 附則第4項の規定により保育士とみなされる<u>保健師、看護師又は准看護師</u>、附則第10項の規定により保育士とみなされる幼稚園の教員の免許状を有する者、小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者並びに前項の規定により保育士とみなされる知事が保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、<u>第33条の規定により置かなければならない保育士の数の3分の1を超えてはならない。</u>
--	--

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年宮城県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] (経過措置) 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると知事が認めるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、この規則による改正後の第33条の規定（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は適用せず、	附 則 1 [略] (経過措置) 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると知事が認めるときは、<u>当分の間</u>、この規則による改正後の第33条の規定は適用せず、この規則による改正前の第33条の規定は、なおその効力を有する。

この規則による改正前の第33条の規定（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、なおその効力を有する。

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると知事が認めるときは、当分の間、この規則による改正後の第33条の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は適用せず、この規則による改正前の第33条の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。